

# Oome News Letter

## 100%償却可能！設備導入で活用可能な優遇税制とは？

設備投資費用を一括償却可能な優遇税制をご紹介します。

今回は設備投資費用を100%即時償却できる「中小企業経営強化税制」についてご案内させていただきます。企業活動を行うには生産設備や建物設備が必要となってきます。事業を拡大する為に必要不可欠となる設備投資に対する費用を一括償却できるこの税制の内容を詳しく見ておきましょう。

「中小企業等経営強化法」の改変で法人税・固定資産税の特例処置を受けることが可能です。

太陽光発電への活用で電気代削減と節税対策の両方が可能となります。

▶ 中小企業経営強化税制(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

● 制度概要 ..... 中小企業等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除\*1を選択適用することができます。  
\*1 取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)

要件	生産性向上設備(A類型・工業会証明)	収益力強化設備(B類型・経産局確認)
	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上/10年以内)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)</li> <li>◆器具備品(30万円以上/6年以内)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上/14年以内)</li> <li>◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上/5年以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上)</li> <li>◆工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>

中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要

- 固定資産税が3年間半分に なります。(固定資産税の特例)
- 法人税(※1)について、即時償却または取得価額の10%(※2)の税額控除が選択適用できます。(中小企業経営強化税制)  
※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類(節税要件)	機械装置(160万円以上)	ソフトウェア(70万円以上)	器具備品・工具(30万円以上)	建物附属設備(60万円以上)
地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 (生産性が年平均1%以上向上)		拡充 (平成29年4月1日～)	
国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%(※7%) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化型(※8%) 投資利益率5%以上のパッケージ投資		拡充 (平成29年4月1日～)	
	【中小企業投資促進税制(中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用	

※ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要  
※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

「中小企業経営強化税制」の対象となる設備には「機械装置・工具類・建物附属設備・ソフトウェア」等が挙げられ、特定の条件を満たせば活用可能となっております。また、太陽光発電設備においても「自家消費型」及び「余剰売電型(自家消費で使いきれなかった電力を電力会社へ売電)」であればこちらの税制が活用可能である為、太陽光発電で電気代を削減し、なおかつ節税対策にもなる優れた使い方ができます。

期間限定の優遇税制を用いて、お得に省エネと節税対策をしましょう！

「中小企業経営強化税制」が使用できる期間は2017年4月1日～2019年3月31日までとなっております。来年度もまだ使える税制ではありますが、油断していると「気づいた時にはもう終わっていた！」なんて事態にもなりかねません。

こちらの税制は法人が「節税対策」をするには非常に使いやすく、メリットも大きい制度となっております。今年度利益が出て「節税対策」が必要な法人様や電気代削減が必要な製造業の皆様には、太陽光発電のような省エネ商材の導入と併せて税制を活用することで悩み事を効率よく解決できます。

こちらの税制に関するご質問・活用方法に関しては株式会社大目商店までお気軽にお尋ねください！

2017年4月1日以降、「中小企業等経営強化法」が改変され、下記2つの税制処置が認められています。

①機械装置等の導入における固定資産税が3年間半分となる。(固定資産税の特例処置)

②法人税において即時償却または取得価額の10%税額控除(資本金3千万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用可能。(中小企業経営強化税制)

今回ご紹介する「中小企業経営強化税制」では「即時償却」もしくは「10%税額控除」を選択できる内容のものとなっております。

株式会社大目商店

ご相談

各種申請

お見積り

無料

〒720-0843

広島県福山市赤坂町赤坂1389-1

TEL: 084-951-2334

FAX: 084-952-2038

## 自家消費型太陽光の利回りはどれくらい？

自家消費型太陽光の投資回収年数及び利回り  
計算について

初期投資額：3,000万円  
(太陽光発電システム150kW)  
電力単価16円/kWhの製造業を仮定

電気料金削減額

年間実質約260万円削減！

初期投資回収年数

11.53年

実質初期  
投資が

さらに！

中小企業投資促進税制の活用で2,730万

初期投資回収年数10.5年

投資利回り9.5%！

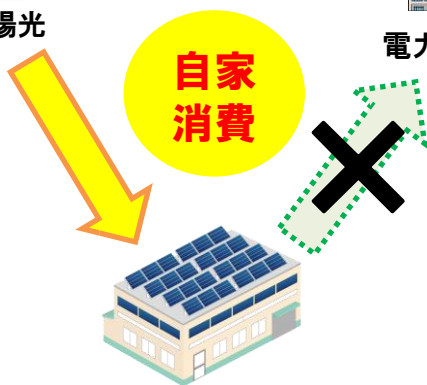


太陽光



電力会社

自家  
消費



【自家消費型太陽光モデル】

## 電気代削減＋売電収入！余剰売電型太陽光とは？

設備投資費用を一括償却可能な優遇税制を  
ご紹介します。

余剰売電型太陽光とは太陽光発電設備によって発電した電気を自社で使用し、使いきれなかった分の電力は電力会社に売電することが可能なモデルです。工場が稼働していない土日でも発電した電気を無駄にすることなく売電することが可能なため、投資回収期間が通常の太陽光よりもずっと早くなります。

また、発電した電気の売電単価は年々減少しており、2017年度は21円/kWhですが、今後は更に減少していくと予想されています。ですので、余剰売電型太陽光を設置するのなら正に今と言えます。

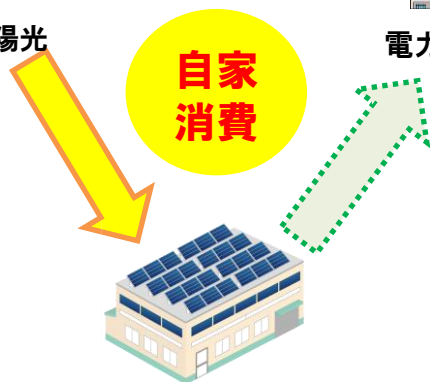


太陽光

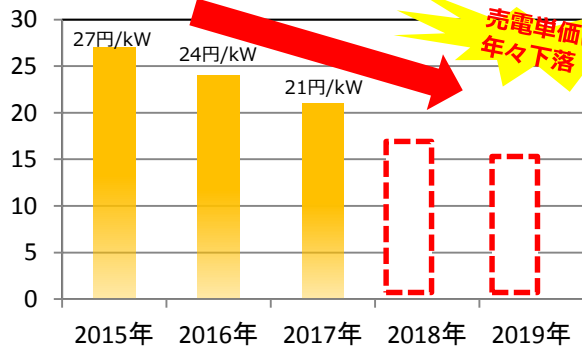


電力会社

自家  
消費



【余剰売電型太陽光モデル】



株式会社大目商店

〒720-0843  
広島県福山市赤坂町赤坂1389-1  
TEL：084-951-2334  
FAX：084-952-2038

ご相談

各種申請

お見積り

無料